

犬山市住宅リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における定住促進、バランスのとれた人口構成の実現、空き家発生の抑制、地元建設業の発展及び地域社会の活性化を図るため、市内で居住するために行う住宅のリフォームに係る費用の一部に対して交付する犬山市住宅リフォーム補助金（以下「補助金」という。）の交付について、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が自己の居住の用に供する一戸建ての住宅（同一敷地内に存在する用途上不可分の関係にある附属建物を含む。）、共同住宅、長屋の住戸及び併用住宅の住宅部分をいう。
- (2) リフォーム 市内に事業所を有する法人又は個人の施工業者が行う住宅の修繕、模様替え、世帯構成の変化に対応するために行う増築（既存の住宅と同じ棟で行うもので、かつ、建築確認によって当該増築の適法性が確認できるものに限る。）又は機能向上のために行う補修、改造若しくは水回り設備の更新等であって申請者が契約を締結するものをいう。
- (3) 多子世帯 申請者又はその配偶者（第6条第1項の申請の日（以下「申請日」という。）から1年以内に婚姻する者及び申請日から第9条の報告の日（以下「報告日」という。）までに犬山市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱（令和6年要綱第16号）に基づきパートナーシップに係る証明を受ける者（以下「宣誓者」という。）を含む。以下同じ。）に子が3人以上あり、かつ、第3子以降の子が中学生以下である世帯（申請日において

第3子以降となる胎児の母子手帳を所有しており、報告日までに当該胎児が出生し、市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に記録される場合を含む。）をいう。

- (4) 計画変更 第7条第1項の交付決定（以下単に「交付決定」という。）を受けた事業の内容、補助対象経費その他申請に係る事項を変更することをいう。
- (5) 事業の廃止 交付決定を受けた事業をとりやめることをいう。
- (6) 事業の中止 交付決定を受けた事業について、当該交付決定を受けた日の属する年度に着手を行わないことをいう。
- (7) 事業の完了 リフォーム及び次条第2項に規定する対象建物対象建物への居住が完了することをいう。

（交付対象者等）

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 申請日（リフォームを行った後において居住を開始する場合にあっては、報告日。次号において同じ。）において、市の住民基本台帳に記録された住所に現に居住していること。
- (2) 申請日において、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - ア 申請者又はその配偶者のいずれかが18歳以上40歳以下であること。
 - イ 申請者の子又はその配偶者が18歳以上40歳以下であること。この場合において、当該子は、その配偶者又はその子と世帯を構成していること。
- (3) 報告日において、申請者の属する世帯（以下単に「世帯」という。）の構成員が、納期限が到来している市税を完納していること。
- (4) 補助金の交付をこれまでに受けていないこと。
- (5) リフォームを行った後において2親等内の直系親族（以下「近親者」という。）と同居する場合であって、近親者の転居を伴うときは、報告日において、従前の近親者の居住する住宅等の取壊し、

売却又は賃貸借契約の解除が完了していること。

- (6) リフォームを行った後において対象建物に居住する者が、犬山市暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 補助金の交付対象となる住宅（以下「対象建物」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 申請者又は申請者若しくはその配偶者の近親者であって、報告日において申請者と同居する者が所有する住宅であること。
(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること。
(3) 補助金の交付をこれまでに受けていない住宅であること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象建物のリフォーム（事業費（リフォームに係る一連の工事契約が複数ある場合にあっては、その合計額）が30万円以上のものに限る。）に係る経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 敷地造成、門、塀その他の外構工事費
(2) 家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等の経費
(3) 物置、車庫等の工事費
(4) 他の補助金の補助対象事業となっている部分の経費
(5) その他市長が補助の対象として適当でないと認めるもの

（補助金の交付額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に5分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 前項の補助金の額は、10万円（リフォームを行った後において近親者と同居する場合にあっては、30万円）を限度とする。

3 報告日において世帯が多子世帯に該当するときは、前2項の規定

により算出した補助金の交付額に20万円を加算するものとする。
(交付申請)

第6条 申請者は、リフォームに係る工事請負契約を締結する前に補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) リフォームを行った後において近親者と同居する場合にあっては、当該近親者との関係を明らかにする戸籍全部事項証明書の写し
- (2) リフォームを行った後において対象建物に居住する者全員に係る住民票の写し
- (3) 補助対象経費の内訳を明らかにする書類
- (4) 位置図、改修計画図等事業概要を明らかにする図面
- (5) 調査承諾書(様式第2)
- (6) 建築確認済証の写し
- (7) 対象建物の所有者が分かる書類
- (8) 婚約者である誓約書(該当者に限る。)
- (9) 報告日までに宣誓者となることの誓約書(該当者に限る。)
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 前項第5号の承諾書には、当該承諾に係る世帯の構成員の全員が署名し、又は記名押印しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第3)により速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 市長が補助金の交付申請その他の事項について、確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。
- (2) この要綱及び関係法令を遵守すること。
- (3) 報告日において、世帯の構成員の全員が対象建物に居住してい

ること。

(4) 交付決定後3年間継続して、世帯の構成員の全員が対象建物に居住していること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 療養、転勤、就職又は通学のため、転居又は転出が必要となった場合

イ その他市長が認める場合

(5) その他市長が必要と認める条件

(計画変更等)

第8条 交付決定を受けた者（以下「被決定者」という。）が、やむを得ない事由により、補助対象事業の計画変更、廃止又は中止（以下「計画変更等」という。）をしようとするときは、事業計画変更等承認申請書（様式第4）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な計画変更で、交付決定額に変更を生じないときは、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、事業計画変更等承認通知書（様式第5）により被決定者に通知するものとする。

(完了実績報告)

第9条 被決定者は、事業の完了の日から交付決定の日の属する年度の末日までの間に完了実績報告書（様式第6）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業に係る契約書、第6条第1項第4号に掲げる図面（同項の申請時に添付したものから内容に変更がない場合を除く。）、写真及び領収書の写し

(2) 対象建物に居住する者全員に係る住民票の写し（第6条第1項の申請をした時点から内容に変更がない場合を除く。）

(3) 世帯の構成員の一部が居住できないときの理由書（第7条第2項第4号ア又はイに掲げる場合に限る。）

(4) 従前の近親者の居住する住宅等の取壊し、売却又は賃貸契約の解除を証するものの写し（第3条第1項第5号の場合に限る。）

- (5) 前条第1項ただし書に規定する軽微な計画変更があった場合は、その内容を明らかにする書類
- (6) 宣誓者であることを証する書類の写し（被決定者が宣誓者の場合に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定及び交付）

第10条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第7）により被決定者に通知するものとする。

2 被決定者は、前項の通知を受けた日から起算して10日以内に、
補助金交付請求書（様式第8）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の提出を受けた日から30日以内に、補助金を交付
するものとする。

4 市長は、第1項の通知の日から、3年を経過した時点において、
対象建物における居住の実態を確認するものとする。
（決定の取消し）

第11条 市長は、被決定者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前条第2項の請求を行わないとき。
- (3) この要綱及び関係法令に違反したとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の取消しをしたときは、補助金等取消決定通知書（様式第9）により被決定者に通知するものとする。
（補助金の返還）

第12条 前条第2項の通知を受けた者は、市長が定める期日までに、
補助金を返還しなければならない。

2 前条の規定にかかわらず、被決定者は交付決定後3年以内に対象
建物に居住しなくなった者がいるときは、市長が定める期日までに、

交付を受けた補助金を返還しなければならない。ただし、市長が特に返還の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(申請義務)

第13条 被決定者は、世帯の構成員が第7条第2項第4号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったときは、補助金交付状況変更承認願(様式第10)を速やかに市長に提出しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年7月1日以降に工事請負契約を締結するリフォームについて適用する。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年2月17日から施行する。
- 2 改正後の犬山市住宅リフォーム補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請がなされる犬山市住宅リフォーム補助金について適用し、同日前に交付申請がなされる当該補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用

することができる。